1 「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系に沿った 各種データから見た県の男女共同参画の推進状況

領域 I 仕事と暮らしの充実

1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

注意事項:単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の 計は必ずしも一致しません。

<暮らしと両立できる職場環境の整備>

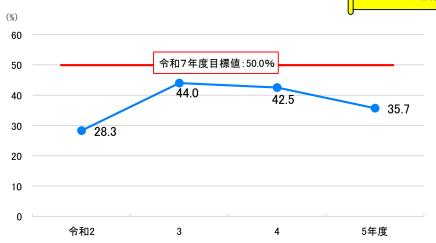
デジタル技術の活用等による 柔軟な働き方を推進する企業は 35.7%

デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進している企業の割合は、35.7%と令和4(2022)年度から、6.8ポイント減少しました。

コロナ禍でテレワークを 実施した就業者は 令和元年から**約3倍に**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策等により、企業におけるテレワークの導入が急速に進み、コロナ禍前(令和元(2019)年12月)と比べて全国的に約3倍の就業者がテレワークを実施していますが、令和4(2022)年以降の実施率は、ほぼ横ばい状況にあります。

○ 1. デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業(従業員31人以上)□ プラン成果指標



(注) 働き方改革に取り組んでいる実施企業のうち、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィスの利用」、「社内外の会議や顧客等との打ち合わせのオンライン化」のいずれか1つ以上を実施していると回答した企業の割合

資料:広島県「広島県職場環境実態調査」

(調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社) のデータを基に、商工労働局人的資本経営 促進課において作成

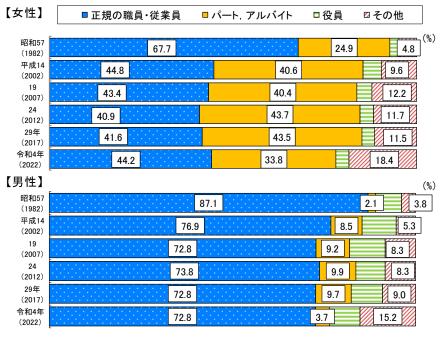
【参考】テレワークの実施状況(就業者)(全国) (%) 60 53.5 55.2 51.6 50.6 48 4 50 42.8 40 32.2 30.8 30.6 30.0 27.7 30 21.5 17.8 23.5 20 23.1 22.7 21.9 19.0 10.3 140 10 8.1 0 令和元年12月 令和2年5月 令和2年12月 令和3年4~5月 令和3年9~10月 令和4年6月 令和5年3月 全国 → 東京都23区 → 地方圏 資料:内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変 化に関する調査」(令和5(2023)年4月)

正規の職員・従業員の割合は 女性 44.2% 男性 72.8%

令和4(2022)年の正規の 職員・従業員の割合は、女性 は44.2%で、前回調査より 2.6 ポイント上昇したもの の、男性の72.8%を大きく 下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員等)の非正規就業者の割合では、女性は52.2%で、男性の18.9%を大きく上回っています。

3. 雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



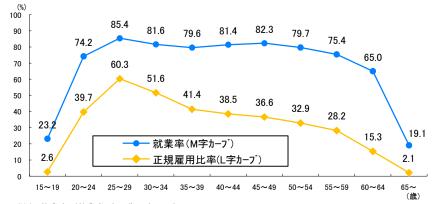
(注)雇用形態:雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分資料:総務省「就業構造基本調査」(令和4(2022)年度)

34.【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移(全国)
 (女性】
 54.954.354.8
 52.853.353.2
 48.47.96.2
 10
 15~24歳
 25~34歳
 35~44歳
 45~54歳
 55~64歳
 31.431.40.0
 (注)非正規雇用比率={(非正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員+非正規の職員・従業員)}×100.

(注) 非正規雇用比率={(非正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員+非正規の職員・従業員)}×100。 「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成13(2001)年以前は「労働力調査特別調査」の各年 2月の数値)により作成。

「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。 資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和6(2024)年度)

)4-1.【参考】女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ)(全国)



(注) 就業率:(就業者/15歳以上人口)×100 正規雇用比率:(正規の職員・従業員/15歳以上人口)×100 資料:総務省「労働力調査(基本集計)」(令和6(2024)年度)

く仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実>

男性の育児休業の取得率は 男性 46.2%で 大幅増加

男性従業員の育児休業の取得 状況は 46.2%と、前年度より 13.1 ポイント増加し、前年度に 引き続き目標値を達成しました。

令和3(2021)年6月の、従業員への育児休業の制度説明や取得促進を企業に義務付ける等の育児・介護休業法の改正により、上昇傾向にあります。

今後も引き続き、経営者や従業 員の男性育児休業や育児参画に 対する意識醸成に取り組む必要 があります。

育児休業制度の明文化状況は 前年と比べ微増

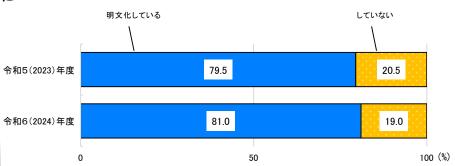
令和4(2022)年4月1日から育児・介護休業法が段階的に施行されており、事業者においても、育児休業の取得率向上に向けた意識を高めていく必要があります。

205. 従業員の育児休業取得率 (事業主調査) プラン成果指標 98.1 令和2(2020)年度 18.2 97.3 令和3(2021)年度 24.0 97.2 令和4(2022)年度 33.1 99.1 令和5(2023)年度 46.2 ■女性 (令和5年度[男性]目標値:20.0%) □男性 令和 7 年度[男性]目標値:50.0% (内 訳) 97.5 10~29人 40.3 98.8 30~49人 38.2 96.8 50~100人 41.7 100.0 101~300人 42.1 100.0 301人以上 54.2 20 40 60 80 100 (%)

(注1) 育児休業取得率:調査対象年度(4月1日から翌年3月31日まで)の 育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料:広島県「広島県職場環境実態調査」 (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社)

②6. 育児休業制度の明文化状況 (事業主調査)



資料:広島県「広島県職場環境実態調査」 (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社)

介護休業を取得した者がいた 事業所の割合は 5. 7%

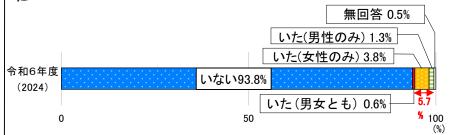
介護休業を取得した者がいた 事業所の割合は5.7%となって います。

働く人が家族の介護のために 離職せざるを得ない状況を防ぐ ため、仕事と家族介護の両立を継 続することができるような環境 整備が必要です。

介護休業制度の明文化は 2.8 ポイント増

介護休業制度の明文化は76.2%と、前年度から2.8ポイント増加しましたが、介護休業の取得率はまだ低い水準となっています。

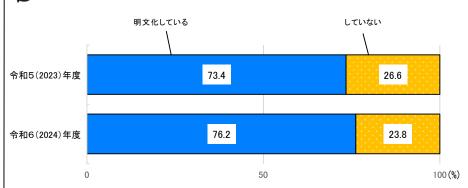
27. 介護休業取得状況〔事業主調查〕



(注) 令和 5 (2023)年 4 月 1 日から令和 6 (2024)年 3 月 31 日までに介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料:広島県「広島県職場環境実態調査」(令和 6 (2024)年度) (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社) のデータを基に、商工労働局雇用 労働政策課において作成

28. 介護休業制度の明文化状況 (事業主調査)



資料:広島県「広島県職場環境実態調査」 (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社)

従業員は男女ともに休暇の 取得のしやすさを重視

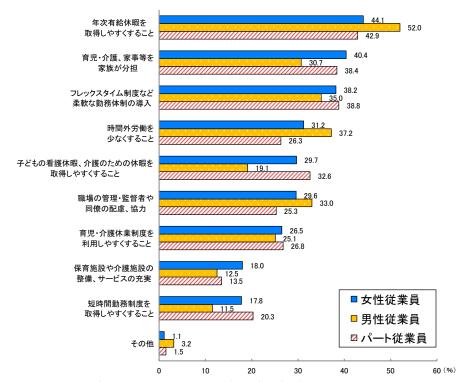
仕事と家庭の両立のために 重要なこととして男女従業員 ともに、「年次有給休暇を取得 しやすくすること」を選んだ人 が最も多くなっています。

次いで多いのは、男性は「時間外労働を少なくすること」、 女性は「育児・介護、家事等を 家族が分担」、パート従業員は 「フレックスタイム制度など 柔軟な勤務体制の導入」となっ ており、性別や立場によって違 いが表れています。

仕事と育児の両立のために、 子どもが病気などの時 の休暇制度を望む人が最多

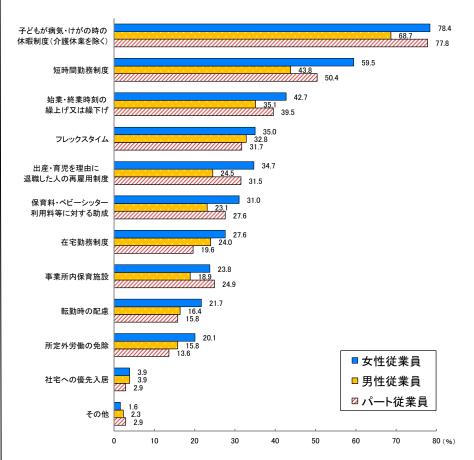
仕事と育児の両立のために 望む支援制度では、男女従業員 ともに、「子どもが病気・けがの 時の休暇制度(介護休業を除 く)」を選んだ人が最も多くなっています。

9. 仕事と家庭の両立のために重要なこと〔従業員調査〕複数回答



資料:広島県「広島県職場環境実態調査」(令和5(2023)年度) (調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、 男性従業員、パート各2,500人)

10. 仕事と育児の両立のために望む支援制度〔従業員調査〕複数回答



資料:広島県「広島県職場環境実態調査」(令和5(2023)年度) (調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、 男性従業員、パート各2,500人)

年次有給休暇の 一人当たりの取得率は 0.8 ポイント増

年次有給休暇取得率は、令和6(2024)年度は65.4%と、前年度から0.8ポイント増加しています。

一人当たりの付与日数の 平均は15.6日と前年度から 0.5日減少、一人当たりの取 得日数の平均は10.2日と前 年度から0.2日減少してい ます。

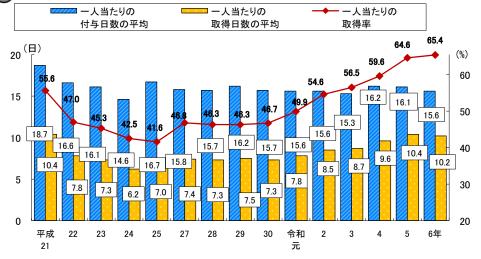
待機児童数は 〇 **人** 入所児童数は減少傾向

令和7(2025)年4月 1日現在の待機児童は、0 人で、目標を達成しました。

4月1日現在の県内の 保育所入所児童数は 58,577人と、令和2 (2020)年以降、減少傾 向にあります。

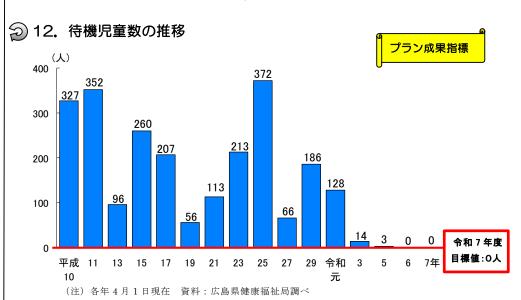
多様化する保育ニーズに 対応するため、引き続き、 保育士の確保や資質向上に 取り組む必要があります。

②11. 年次有給休暇の取得状況の推移〔事業主調査〕

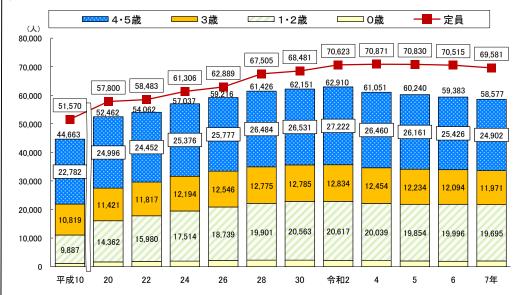


(注) 取得率=(取得日数計/付与日数計)×100

資料:広島県「広島県職場環境実態調査」 平成 26(2014)年はデータなし。 (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社。調査期間は、前年又は前年度。)



🗐 13. 保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注) 各年4月1日現在 資料:広島県健康福祉局調べ

放課後児童クラブ 登録児童数は**増加**

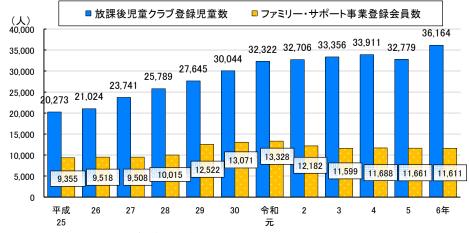
放課後児童クラブ登録児童数は、令和6(2024)年度は36,164人で、前年度から3,385人増加し、ファミリー・サポート事業登録会員数は11,611人で、前年度から50人減少しています。

地域子育て支援拠点事業実施か 所は 177 か所となっており、増 加傾向にあります。

【地域子育て支援拠点】

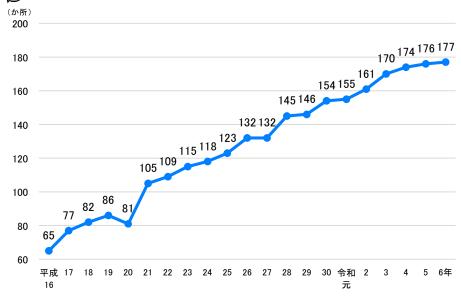
公共施設や保育所、児童館等の 地域の身近な場所で、子育て中の 親子の交流や育児相談、情報提供 等を実施し、子育ての孤立感、負 担感の解消を図り、全ての子育て 家庭を地域で支える取組みです。

② 14. 子育て関連制度登録数等の推移



(注)各年3月31日現在 資料:広島県健康福祉局調べただし、令和2(2020)年度は7月1日現在

②15. 地域子育て支援拠点事業実施か所数



(注)各年3月31日現在 資料:広島県健康福祉局調べ

女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり

く女性のキャリア形成支援と人材育成>

指導的立場に占める女性の 割合は 19.6%

指導的立場(管理職及び役員) に占める女性の割合は、1.2ポイ ント減少し、19.6%となりまし た。

県内企業における女性活躍の 関心の高まりは見られるものの、 管理職登用に向けた取組を計画 的に進める企業が少ないことや、 人材育成に時間がかかること等 を踏まえ、女性従業員自身の職業 意識の変革に取り組む必要があ ります。

女性を管理職に登用している 事業所の割合は34.1%

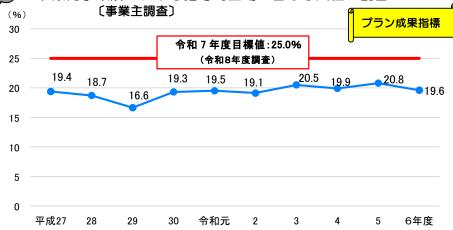
女性を管理職(課長相当職以 上) に登用している事業所の割合 は34.1%で、令和5(2023) 年度に比べ 2.7 ポイント減少し ました。

管理職に占める女性の割合は 17.4%

管理職(課長相当職以上)に占め る女性の割合は 17.4%で、令和 5 (2023) 年度に比べ 1.2 ポイ ント減少しました。

女性が意欲と適性に応じてそ の力を発揮できる環境の整備に 向け、企業等における女性のキャ リア形成・人材育成支援などの取 組を着実に進める必要がありま す。

💫 16. 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合



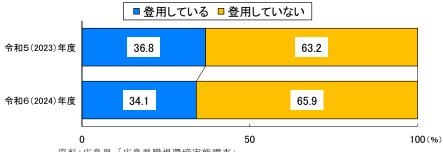
(注)管理職(課長相当職以上)及び役員の割合 資料:広島県「広島県職場環境実態調査」

(調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社) のデータを基に、わたしらしい生き方応援課に おいて作成)

※「管理職」について

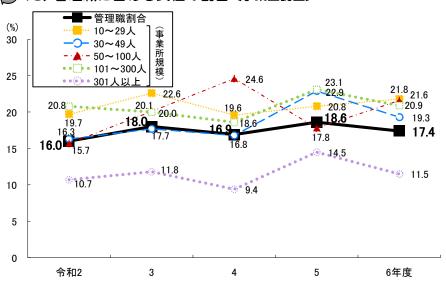
管理職とは、事業所で、通常「部長」又は「局長」と呼ばれる者で、2課以上若しくは20人以上 (部(局)長を含む)で構成される組織の長(又は、呼称に関係なく責任の程度等が同等の者)、 及び通常「課長」と呼ばれる者で、2係以上若しくは10人以上で構成される組織の長(又は、呼称 に関係なく責任の程度等が同等の者) のことです。

🗐 17. 女性管理職の登用状況〔事業主調査〕



資料:広島県「広島県職場環境実態調査」 (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社) ・無回答を除いて割合を集計

(2) 18. 管理職に占める女性の割合 (事業主調査)



資料:広島県「広島県職場環境実態調査」 (調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社)

-9-

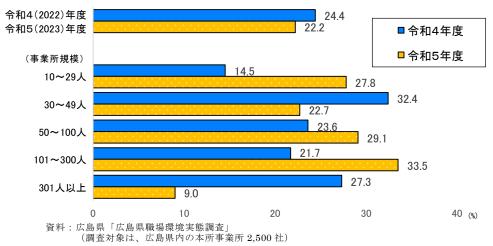
新たに就いた管理職に 占める女性の割合は 22.2%

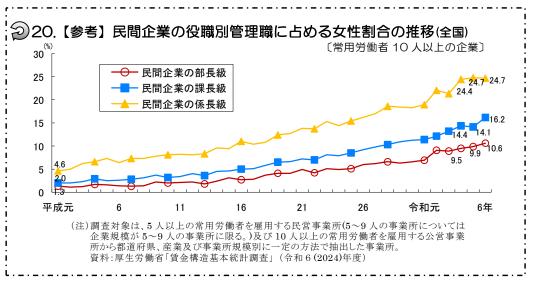
過去1年間で新たに 就いた管理職に占める 女性の割合は、22.2% で、令和4(2022)年 度に比べ2.2ポイント 減少しました。

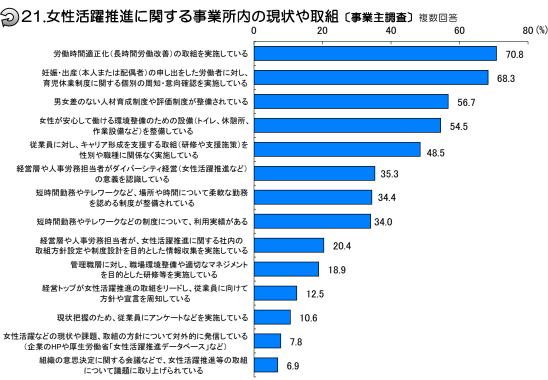
事業所規模別に見る と、101~300 人規模 の事業所が33.5%で 最も多くなっていま す。

県内企業において、 女性従業員の採用拡 大、人材育成、管理職等 への登用に向けた取組 の推進を引き続き支援 していく必要がありま す。

②19. 過去1年間で新たに就いた管理職に占める女性の割合 (事業主調査)







資料:広島県「広島県職場環境実態調査」(令和6(2024)年度) (調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

県職員の採用者に占める 女性の割合は 45.0%

令和7(2025)年度の県職員 の採用者数は249人で、女性 112人(45.0%)、男性 137 人(55.0%)となっており、女 性割合は前年度から40ポイン ト減少しています。

県、全都道府県職員の 女性管理職の割合は上昇傾向

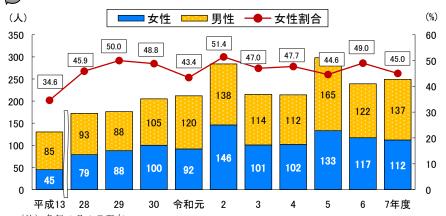
令和7(2025)年4月1日現 在の県職員は5,130人で、女性 職員 1,776 人(34.6%)、男性職 員 3,354 人(65.4%) となって います。

このうち管理職(課長相当職以 上)の女性職員は91人で、全管 理職 383 人に占める割合は 23.8%と、前年度より 4.7 ポイン ト上昇しました。

また、令和6(2024)年4月1 日現在の県内の市町職員は 25,629人で、女性職員 10,808 人(42.2%)、男性職員 14,821 人(57.8%)となっています。

このうち管理職(課長相当職 以上)の女性職員は498人で、 全管理職 2,393 人に占める割合 は20.8%と、令和5(2023)年 度から 1.3 ポイント上昇していま す。

②22. 県職員の採用状況



各年4月1日現在 採用者数: 大学卒業程度試験、社会人経験者試験 (23年度から実施)、 短大卒業程度試験 (22 年度、23 年度及び 29 年度は実施なし)、高校卒業程度試験及び障害のある 人を対象とした試験による採用者の合計

資料:広島県人事委員会調べ

🕯 23. 県及び市町の職員及び管理職の状況

〔令和7(2025)年4月1日現在〕

区	分	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合(%)
県	職員数	5,130	1,776	3,354	34.6
	管理職	383	91	292	23.8
市町※	職員数	25,629	10,808	14,821	42.2
	管理職	2,393	498	1,895	20.8

(注) ※市町は令和6(2024)年4月1日現在。令和7(2025)年4月1日現在の市町

状況は、令和7年度内に公表する見込み。 職員数には、教員及び警察官は含まない。 県の職員数は、知事部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会及び 上下水道部の一般職職員数。

なお、平成 19(2007)年からは、県立大学教員は含まない

県の管理職の人数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。 市町の職員数は、市町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会 等及び公営企業の水道局等の一般職職員数。

資料:広島県人事課、広島県わたしらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部

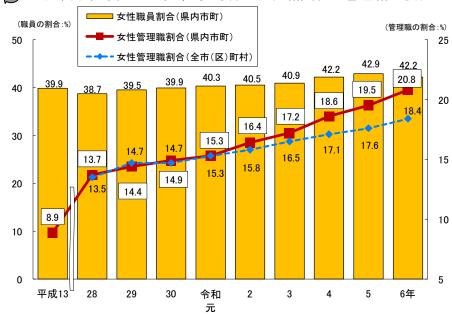
24. 県及び全都道府県の女性職員及び管理職の状況



(注) 令和 7 (2025)年 4 月 1 日現在の全都道府県の女性管理職割合は、令和 7 (2025)年度内に内閣 府から公表される見込みである。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、 広島県人事課、広島県わたしらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

②25. 県内市町及び全市(区)町村の女性職員及び管理職の状況



(注)全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計されており、令和7(2025)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、令和7(2025)年度内に内閣府から公表される見込みである。令和7(2025)年4月1日現在の県内市町の女性職員及び管理職割合は、令和7(2025)年度内に公表する見込みである。

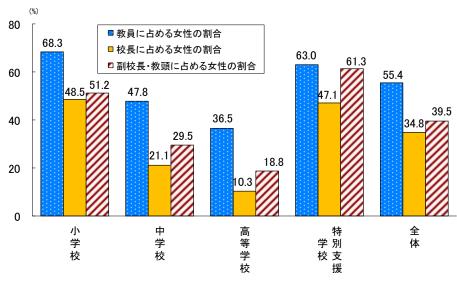
資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたし らしい生き方応援課調べ

教員の女性管理職の割合は 校長 34.8% 副校長・教頭 39.5% で全国的にも高い

令和6(2024)年5月1日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では68.3%ですが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。

県全体での女性管理職の割合は、校長は34.8%、副校長・教頭は39.5%で、全国の21.6%(校長)、26.2%(副校長・教頭)と比べ、高い数値となっています。

②26. 教員、校長、副校長・教頭の状況



	教員数			校長			副校長·教頭		
区分	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
小学校	10,072	6,883	3,189	435	211	224	461	236	225
中学校	5,662	2,706	2,956	218	46	172	264	78	186
義務教育学校	274	168	106	8	2	6	17	9	8
高等学校	5,270	1,921	3,349	126	13	113	176	33	143
中等教育学校	52	18	34	1	0	1	2	1	1
特別支援学校	1,681	1,059	622	17	8	9	31	19	12
県全体	23,011	12,755	10,256	805	280	525	951	376	575
		55.4%	44.6%		34.8%	65.2%		39.5%	60.5%
【参考】 全国	1,002,725	516,767	485,958	33,109	7,138	25,971	39,950	10,481	29,469
		51.5%	48.5%		21.6%	78.4%		26.2%	73.8%

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計 休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者を含む。 グラフについては、義務教育学校、中等教育学校は除く。資料:文部科学省「学校基本調査」(令和 6 (2024)年度)

広島県の女性(25~44歳)の 就業率は77.4%で 5.1ポイント増

全国の25~44歳の女性の就業率は上昇傾向にあり、広島県は前回調査(平成27(2015)年度)より5.1ポイント上昇しました。しかし、全国平均をやや下回っており、中国地方5県では、山口県と同率で最も低い割合となっています。

引き続き、仕事と家庭の両立への 負担軽減とともに、女性の就業継続 や再就職に向けた支援に取り組む 必要があります。

女性の労働力率のグラフは、 台形に 近づきつつある

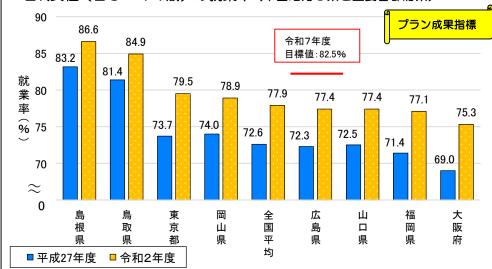
労働力率は、男性は 20 歳代後半から 50 歳代までを山とする台形を描いています。

女性は、30歳代を谷とするM字カーブを描いており、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているした。しかし近年は、先進諸国で見られる台形に近づきつつあり、結婚や出産、育児によって離職する女性が減少してきていると考えられます。

国際比較では、日本の25~29歳の女性の労働力が、比較した6か国の中で最も高い数値となっています。

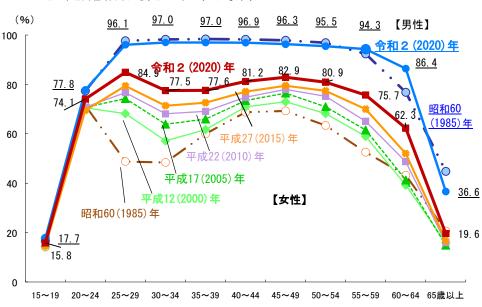
【労働力率】 15歳以上人口に占める労働力人口の割合 【就業率】 労働力人口に占める就業者の割合 が働力人口に占める就業者の割合 が業者 「就業者」 「就業者」 「休業者」 「休業者」 「株業者」 「特働力人口」 「主に家事従事,学生,高齢者等)

27.女性(25~44歳)の就業率(中国地方5県と主要各都府県)



資料:総務省「国勢調査」(平成 27(2015)、令和2(2020)年度)

28. 年齢階級別労働力率(広島県)



資料:総務省「国勢調査」(令和2(2020)年度) 🕯 29.【参考】女性の年齢階級別労働力率 (国際比較) 100 (%) 92.1 90.7 88.6 86.4 80 81.4 60 60.3 40 日本 ── フランス ── ドイツ —— 韓国 20 ▲ スウェーデン ーアメリカ 15~19 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~6465歳以上

日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和6(2024)年)、その他の国は ILO "ILOSTAT" より作成。韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは、令和2(2020)年の値。

女性の給与額は男性の 79.2%

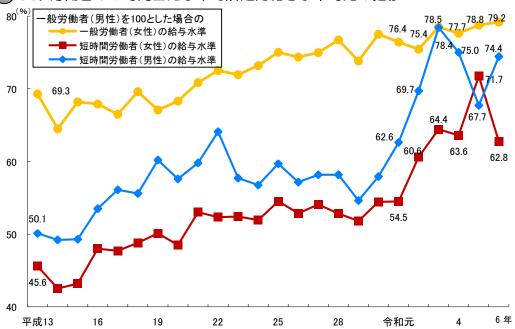
一般労働者(男性)の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合、一般労働者(女性)は79.2で、前年度より0.4ポイント増加しました。短性間労働者については、女性は労働者に増加し、令和4(2022)年度の数値に近くなりました。

令和4(2022)年7月 の、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 に基づく一般事業主行動計 画等に関する省令の改正に より、一般労働者(女性)の 給与額は上昇傾向にあると 考えられます。

【女性活躍推進法に関する制度 改正】

令和4(2022)年7月8日 に女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律に基づく一 般事業主行動計画等に関する省 令が改正され、情報公表項目に 「男女の賃金の差異」が追加さ れるとともに、常時雇用する労 働者が301人以上の事業主を 対象として、「男女の賃金の差 異」の情報公表が義務づけられ ました。

②30. 労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移



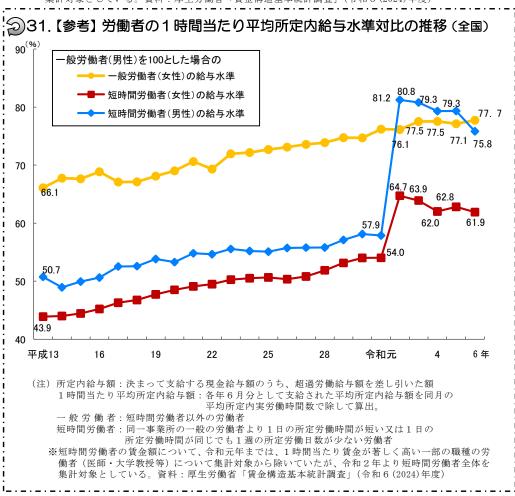
(注) 所定内給与額:決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額 1時間当たり平均所定内給与額:各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の 平均所定内実労働時間数で除して算出。

一 般 労 働 者:短時間労働者以外の労働者

短時間労働者:同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の

所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者(医師・大学教授等)について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6(2024)年度)



3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

暮らしの充実について 否定的に答えた人は 30.0%

暮らしの充実について、あきらめている、非現実的など否定的に答えている人は30.0%の人で、前年度の29.3%より0.7ポイント増加しました。「仕事も暮らしも充実させたいが、仕事が忙しく、暮らしの充実はあきらめている。」及び「日々の仕事や生活に追われ、暮らしの充実は非現実的」と考える人の割合が前年度よりも増加しています。

家事関連時間は 男性 56 分 女性 3 時間 29 分

県内の男女の一日の行動時間 を比較すると、2次活動の時間 の使い方では男女間に大きな違 いが表れています。

1次活動:睡眠、食事等生理的に

必要な活動

2次活動:仕事、家庭等社会生活を

営む上で義務的な性格の

強い活動

3次活動:1次、2次活動以外の各

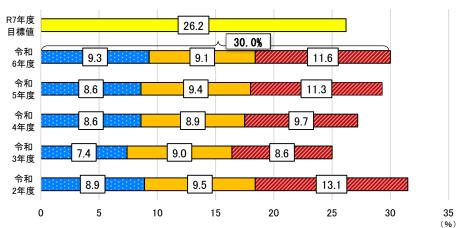
人が自由に使える時間に

おける活動

⇒32. 暮らしの充実について、否定的に答えた人の割合

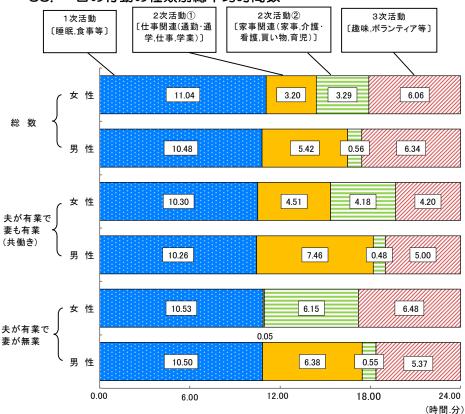
プラン成果指標

- 仕事も暮らしも充実させたいが、仕事が忙しく、暮らしの充実はあきらめている。
- 長時間働かないと必要な収入を得られないので、暮らしを犠牲にして働いている。
- ☑ 日々の仕事や生活に追われているので、仕事も暮らしも欲張るなんて非現実的だと思う。



資料:広島県「生活の向上感、充実感に関する意識調査業務」(令和6(2024)年度)

33. 一日の行動の種類別総平均時間数



資料:総務省「社会生活基本調査」(令和3(2021)年)

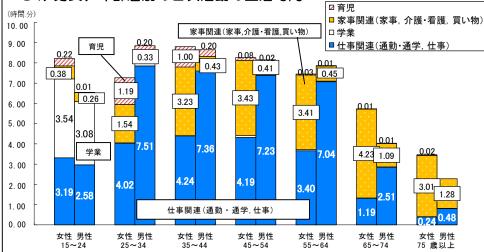
25~64 歳の各年齢層で、男性の育児を含む家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

夫の家事・育児関連時間は 1時間41分

県内の6歳未満の子供を持つ 夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間41分で、全国と比較すると13分下回っていますが、育児の時間は1時間4分となっており、全国とほぼ同等です。

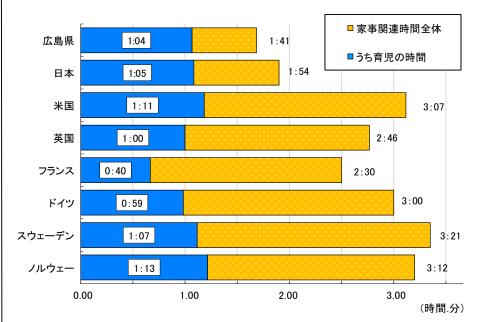
他の先進国と比較すると、家 事関連時間全体は非常に短くなっています。

34. 男女、年齢層別の2次活動の生活時間



資料:総務省「社会生活基本調査」(令和3(2021)年) (調査対象は、指定する調査区内にある世帯のうちから、無作為に選定した15歳以上の世帯員)

35. 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(国際・全国・県)



資料:総務省「社会生活基本調査」(令和 3 (2021)年) Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)